

## 津市レークサイド君ヶ野の管理、運営及び使用に関する要綱

平成18年1月1日訓第153号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第149号）第18条の規定に基づき、レークサイド君ヶ野（以下「リゾート施設」という。）の管理、運営及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理の基本原則)

第2条 リゾート施設は、主として地域住民の定住促進、地域の活性化及び住民福祉の向上に資するよう管理及び運営を行うものとする。

(使用者心得)

第3条 リゾート施設の利用者には、別に定めるレークサイド君ヶ野利用者心得を遵守させるものとする。

(風俗営業の禁止)

第4条 リゾート施設においては、風俗営業を行わないものとする。

(使用料等の納付時期)

第5条 使用料、飲食料及び遊具料は、使用料にあつては使用許可の際に、飲食料及び遊具料にあつては事前に使用者に納付させるものとする。ただし、支配人がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(帳簿及び日報)

第6条 支配人は、リゾート施設の使用状況及び経理を明らかにするため、諸帳簿を備え付けるとともに、日報を作成するものとする。

(職員の遵守事項)

第7条 支配人その他の職員は、防火及び保健衛生のため、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に整理整頓を行い、火災及び事故の発生の防止に努めること。
- (2) 防火設備、衛生設備その他安全の確保に必要な諸設備は、常に最良の状態に保持しておくこと。
- (3) 法令に基づいて行われる健康診断、予防接種等は必ず受けること。
- (4) 食品衛生、環境衛生又は防火に関する監督官庁からの指示事項は、厳守すること。

(食時提供の原則)

第8条 食事は、原則として食堂で提供するものとする。

(広告類の掲載)

第9条 リゾート施設内外の広告類の掲載については、公的施設にふさわしいものに限定するものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前のレークサイド君ヶ野管理運営および利用に関する規程(平成17年美杉村規程第2号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。